

○運転免許取得者等教育に関する規則

北海道公安委員会規則第8号
令和4年5月13日

運転免許取得者等教育に関する規則をここに公布する。

運転免許取得者等教育に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育の認定等について必要な事項は、法及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(指定の申請手続)

第2条 認定教育規則第1条第3号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育（以下「高齢者講習同等課程」という。）に係る認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（別記第1号様式）を高齢者講習同等課程を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由し、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、指定を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認するものとする。

- (1) 高齢者講習同等課程の認定の申請書（認定教育規則第5条第1項に規定する申請書という。第5条において同じ。）を提出していることその他高齢者講習同等課程を開設する見込みがあること。
- (2) 公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものをいう。）若しくは公安委員会から法第108条の32の2第1項の認定（以下単に「認定」という。）を受けた運転免許取得者等教育又はこれらに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- (3) 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- (4) 教育計画書において高齢者講習同等課程の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、高齢者講習同等課程の指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- (5) 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程に従事する運転免許取得者等教育指導員（規則第2条第2号に規定する運転免許取得者等教育指導員をいう。）並びに高齢者講習同等課程の指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- (6) 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定により公安委員会から委託を受けて実施する講習をいう。以下このア及びイにおいて同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。

イ 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

ウ 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。

エ 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

3 公安委員会は、指定申請書のほか、指定を受けようとする者が前項に規定する基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 公安委員会は、指定を受けようとする者が第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、指定書（別記第2号様式）により指定を行うものとする。

（指定の取消し）

第3条 公安委員会は、前条第4項の指定を受けた者が前条第2項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定を受けた者に対し指定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（認定の申請手続）

第4条 法及び認定教育規則の規定により認定を受けようとする者が公安委員会に対して行う申請の手続は、運転免許取得者等教育を行う施設の所在地を管轄する北海道警察本部又は方面本部の主管課長を経由しなければならない。

（認定の審査）

第5条 公安委員会は、認定を受けようとする者から申請書の提出を受けたときは、認定教育規則第5条第2項の規定により申請書に添付しなければならないこととされている書類に基づき審査を行うものとする。

（認定の取消手続）

第6条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等教育認定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（終了証明書の再交付）

第7条 認定教育規則第8条の規定により同条各号に規定する終了証明書の交付を受けた者は、当該終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は棄損したときは、特定教育（同条に規定する特定教育をいう。以下同じ。）を受けた施設の管理者に対し運転免許取得者等教育終了証明書再交付申請書（別記第5号様式）により再交付の申請をすることができる。

（帳簿）

第8条 特定教育を行う者は、認定教育規則第9条の規定により特定教育受講者記録簿（別

記第6号様式)を備えるものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 認定教育実施者(認定教育規則第7条に規定する認定教育実施者をいう。)は、認定教育規則第1条各号に掲げる課程ごとに毎月の実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに、運転免許取得者等教育実施結果報告(別記第7号様式)により公安委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、特定教育を行う者は、高齢者講習同等課程を実施したときは、速やかに、高齢者講習同等課程受講者名簿(別記第8号様式)により公安委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、運転免許取得者等教育に係る事故が発生したときは、公安委員会に随時報告しなければならない。

(電磁的記録による手続)

第10条 認定教育規則第13条の規定による電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下この条において同じ。)の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 提出する電磁的記録媒体は、北海道警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(2) 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの名称は、当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

指定申請書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
住所 申請者 氏名		
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第2条関係）

第	号
指定書	
名 称	
所在地	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、 同規則第1条第3号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育に係る業務を適正 かつ確実に行うことができる者として指定する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第3条関係）

指定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項
第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第6条関係）

運転免許取得者等教育認定取消通知書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
下記の理由により、道路交通法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行ったので通知する。	
課 程 名	
理 由	

注1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第7条関係）

運転免許取得者等教育終了証明書再交付申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名
生年月日

受講年月日	年 月 日
課 程 名	<input type="checkbox"/> 高齢者講習同等課程 <input type="checkbox"/> 更新時講習同等課程
再交付を申請する理由	

注1 該当する□には、√印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第8条関係）

特定教育受講者記録簿（ 講習同等課程）					
自		年	月	日	名 称
至		年	月	日	代 表 者
番号	氏 名 生年月日	住 所	性別	指導員氏名	教育実施年月日 教育終了年月日

注1 特定教育の課程の区分ごとに作成すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

区分	実施状況	1号課程	2号課程	3号課程		4号課程	5号課程	6号課程	7号課程	8号課程	合計	
				実車指導あり	実車指導なし							
指定自動車教習所	実施回数											
	受講人員											
	1回当たりの定員	3人以下										
		10人以下										
		10人超										
	1回当たりの時間数	3時間以下										
5時間以下												
5時間超												
届出自動車教習所	実施回数											
	受講人員											
	1回当たりの定員	3人以下										
		10人以下										
		10人超										
	1回当たりの時間数	3時間以下										
5時間以下												
5時間超												

- 注1 「実施回数」欄には、認定を受けている課程の延べ実施回数を計上する（例えば、同一課程のうち複数の車種の課程をそれぞれ実施したときは、合算した実施回数を計上する。）こと。
- 2 「受講人員」欄には、認定を受けている課程の延べ受講人員を計上する（例えば、同一の受講者が、複数の課程を受講した場合にはその課程ごとに、同一課程のうち複数の車種の課程を受講した場合には合算して、それぞれ人員を計上する。）こと。
- 3 「1回当たりの定員」欄には、認定を受けている課程の1回当たりの実施定員を計上する（例えば、教育計画において定員を10人とした場合であっても、実際の受講者が3人であるときは、「3名以下」に計上する。）こと。
また、「1回当たりの定員」欄の合計数は、「実施回数」欄の合計数と同数となることに留意すること。
- 4 「1回当たりの時間数」欄には、認定を受けている課程の教育計画に基づく1回当たりの教育時間を計上すること。
- 5 規格は、A列4番横長とする。

別記第8号様式（第9条関係）

高齢者講習同等課程受講者名簿（実車指導 有 ・ 無 ）

講習会場名

講習年月日											
番号	検査場所	氏名	生年月日	年齢	性別	講習受付年月日	受講確認	終了証明書		免許証番号	備考
								番号	取扱者		
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				
			年 月 日				受・不				

注1 標題の括弧内には、実車指導（自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導をいう。）を含む教育の実施の有無に応じ、「有」又は「無」のいずれかを○で囲み、それぞれ別葉に作成すること。

2 規格は、A列4番横長とする。